

○天草市狭あい道路拡幅整備事業補助金交付要領

平成29年4月1日（土木課長、建築課長決裁）

平成30年6月1日（土木課長、建築課長決裁）

平成30年9月25日（建築課長決裁）

平成30年11月12日（建築課長決裁）

令和3年3月2日（建築課長決裁）

（趣旨）

第1条 この要領は、天草市建築行為等に係る狭あい道路拡幅整備要綱（平成27年告示第127号）（以下「要綱」という。）に基づく道路境界及び道路中心線の確定並びに後退用地の天草市（以下「市」という。）への寄附を促進し住環境の利便性の向上及び安全性の確保を目的とする天草市狭あい道路拡幅整備事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、天草市補助金等交付規則（平成18年天草市規則第48号）及び要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

（事業対象地）

第2条 事業の対象となる敷地（以下「事業対象地」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。なお、建築物の新築等の計画のある敷地が、複数の登記上の筆で構成される場合は、その敷地全体を一つの事業対象地として取り扱うこととする。

(1)以下に掲げる道路（市が管理する道路法（昭和27年法律第180号）による道路で、幅員が4m未満のものに限る。）に接するものであること

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項及び第3項の規定による道路

イ 法第43条第2項第1号の規定による認定及び同項第2号の規定による許可を受けた建築物の敷地が接する道路

ウ ア及びイ以外の道路で、市長が必要と認めるもの（道路後退により幅員を4m以上確保できるものなど）

(2)登記事項証明書に所有権以外の権利が設定されていないこと。若しくは、所有権以外の権利の抹消について、当該権利者の同意が得られるもの

(3)第1条に規定する補助金を既に受けた敷地でないこと

（補助金交付対象者）

第3条 補助金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1)事業対象地に係る要綱第2条第3号に規定する後退用地（以下「後退用地」という。）を市へ寄附しようとする者

(2)事業対象地の所有者又はその相続権利者

(3)前号に掲げる者の全員が、市税等の滞納がないこと。

(4)市内に本社、支店、営業所等を有する法人又は個人事業者であって、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）に規定する土地家屋調査士を置く事業者など（以下「測量登記業者等」という。）に、第4条第1号に規定する補助対象事業の実施を依頼する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者となることはで

きない。

(1)事業対象地が複数人の共有である場合又は事業対象地の登記事項証明書に所有権以外の設定がある場合において、当該共有者又は権利者から第4条第1号に規定する補助対象事業の実施について同意を得られない者

(2)事業対象地の所有者が、死亡している場合であって、その相続権利者から補助対象事業の実施について同意を得られない者

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費とする。

(1)以下に掲げる手続き（以下「補助対象事業」という。）に要する経費

ア 道路境界及び道路中心線の確定

イ 後退用地に係る測量及び分筆登記、

ウ 後退用地に第三者の権利が設定されている場合における当該権利の抹消)

(2)その他市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号の区分に応じて定める額とする。

(1)後退用地を寄附する場合 補助対象経費（消費税及び地方消費税を含む）の合計に3分の2を乗じて得た額とし、40万円を限度とする。

(2)後退用地と合わせてすみ切り用地（別図1）を寄附する場合 補助対象経費（消費税及び地方消費税を含む）の合計に5分の4を乗じて得た額とし、48万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に千円未満の額が生じた場合は、これを切り捨てる。

(後退用地の寄附に係る事前協議)

第6条 補助金を申請しようとする交付対象者は、要綱第6条第1項に規定する事前協議書（要綱様式第3号）を市長に提出し、後退用地に関する同条同項第1号に掲げる事項について協議（同条第2項の規定により準用する場合も含む。）するものとする。

2 前項の事前協議書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1)付近見取図

(2)狭あい道路及び後退用地の現況写真

(3)寄附若しくは自己管理計画図（後退用地を明示すること。）

(4)公図の写し

(5)登記簿謄本（対象地）の写し

(6)代理人が申請する場合は、委任状（様式第1号）

(7)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金申請)

第7条 補助金を申請する交付対象者（以下「申請者」という。）は、天草市狭あい道路拡幅整備事業補助金申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

(1)補助対象経費の見積書の写し（内訳の記載されたもの）

(2)前条第1項に規定する事前協議書及びその添付図書の写し

(3)氏名・住所・生年月日が確認できる本人確認書類（住民票・運転免許証など）の写し（申請が個人の場合に限る。）

(4)市税等納付状況調査同意書（様式第 20 号）

(5)天草市狭あい道路拡幅整備事業補助金申請に係る申請者・測量登記業者等の確認・宣誓書（様式第 4 号）

(6)同意書（様式第 5 号。事業対象地が複数人の共有である場合又は敷地の登記事項証明書に所有権以外の設定がある場合、並びに事業対象地の所有者が死亡している場合であってその相続権利者が複数いる場合に限る。）

(7)代理人が申請する場合は、委任状（様式第 1 号）

(8)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、事業対象地及びその対向地の道路境界が不明確なときは、要綱第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用し、要綱第 4 条第 2 項の規定による官民境界立合願（要綱様式第 1 号）を前項の書類に添えて提出するものとする。

3 第 1 項の申請書は、事業実施前で、かつ当該事業を実施する年度の 4 月 1 日から 1 1 月末日までに提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第 8 条 市長は、前条第 1 項の申請があった場合は、内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは天草市狭あい道路拡幅整備事業補助金交付決定通知書（以下「交付決定通知書」という。）（様式第 6 号）により、交付しないことを決定したときは天草市狭あい道路拡幅整備事業不交付決定通知書（様式第 7 号）により申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の着手）

第 9 条 補助対象事業の着手（測量登記業者等との受託契約を含む。）は、前条の規定による交付決定通知書を受けた後に行うこととする。

（計画の変更等）

第 10 条 前条の規定による交付決定通知書を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の額を増額変更しようとする場合は、速やかに天草市狭あい道路拡幅整備事業補助金変更申請書（様式第 8 号）（以下「変更申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

(1)補助対象経費の見積書（内訳の記載されたもの）又はその写し

(2)補助対象事業及び補助対象経費の変更の理由が分かる書類

(3)代理人が申請する場合は、委任状（様式第 1 号）

(4)前号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の変更申請書を受理した場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、天草市狭あい道路拡幅整備事業補助金変更交付決定通知書（様式第 9 号）（以下「変更交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の取下げ）

第 11 条 補助事業者は、第 8 条及び前条の規定による補助金の交付決定を取下げようとする場合は、速やかに天草市狭あい道路拡幅整備事業補助金交付決定取下届（様式第 10 号）（以下「交付決定取下届」）を市長に提出するものとする。

（完了報告）

第 12 条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、天草市狭あい道路拡幅整備事業完了

報告書（様式第 1 1 号）（以下「完了報告書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1)補助対象事業に係る契約書等の写し
- (2)要綱第 7 条第 1 項に規定する後退用地寄附申出書（要綱様式 5 号）
- (3)現況写真（後退用地が確認出来るもの）
- (4)土地境界確定図
- (5)字図の写し
- (6)寄付を申し出る後退用地の全部事項証明書
- (7)土地登記承諾書兼登記原因証明情報書（様式第 15 号）
- (8)印鑑登録証明書（申込日から遡って 3 か月以内に交付されたもの）
- (9)資格証明書（法人の場合に限る。）（申込日から遡って 3 か月以内に交付されたもの）
- (10)代理人が申請する場合は、委任状（様式第 1 号）
- (11)前各号に掲げるもののほか、市長が必要とする書類

2 前項の完了報告書を提出しようとする者は、当該用地に所有権以外の権利の設定又は特殊の義務がある場合においては、これを消滅した上で、提出するものとする。

3 第 1 項の完了報告書は、当該工事の完了の日から起算して 3 0 日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 2 月 1 5 日（その日が休日に当たるときは、その前日における休日でない日）のいずれか早い日までに提出するものとする。

（補助金額の確定）

第 1 3 条 市長は、前条第 1 項の規定による完了報告書を受理した場合において、当該完了報告書等を審査し、適正と認めたときは、補助事業者に天草市狭あい道路拡幅整備事業補助金交付確定通知書（以下「交付確定通知書」という。）（様式第 1 2 号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第 1 4 条 補助事業者は、補助金の請求をする場合は、天草市狭あい道路拡幅整備事業補助金請求書（以下「請求書」という。）（様式第 1 3 号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1)実施した事業に係る補助事業者宛ての請求書の写し
- (2)実施した事業の費用に係る領収書の写し
- (3)代理人が申請する場合は、委任状（様式第 1 号）

2 前項の請求書は、交付確定通知書を受理した日から 3 0 日以内又は確定の通知があった日の属する年度の 3 月末日（その日が休日に当たるときは、その前日における休日でない日）のいずれか早い日までに提出するものとする。

（補助金の交付）

第 1 5 条 市長は、前条第 1 項の請求書を受理したときは、内容を確認し、補助金を交付するものとする。

（実地調査及び指導等）

第 1 6 条 市長は、補助対象事業が適正になされているか、補助事業者又は測量登記業者等に状況報告を求め、実地調査を行う。

2 市長は、前項の調査等の結果により、補助対象事業が適正に行われていないと認めるときは、

そのことについて補助事業者又は測量登記業者等に指導を行うものとする。

(取消し)

第17条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定又は確定を取り消すものとする。

(1)第11条に規定する交付決定取下届が提出されたとき。

(2)前条第2項に規定する指導に従わなかったとき。

(3)交付決定通知書及び交付変更決定通知書並びに交付確定通知書に付した条件又はこの要領に違反したとき。

(4)虚偽その他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(5)その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の取り消しをする場合は、補助事業者に変更交付決定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条第1項の規定により補助金等の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消した部分に係る補助金等を既に交付しているときは、速やかに、補助事業者に対し、補助金等返還命令書(様式第14号)により当該補助金等の返還を命ずるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による命令を受けたときは、市長が指定した日までに当該補助金等を返還しなければならない。

3 前条及び前2項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(測量登記業者等の責務)

第19条 測量登記業者等は、申請者及び補助対象事業に係る土地に関し利害関係を有する者(以下「関係住民」という。)に対し、この要領の規定を遵守するように指導するとともに、道路境界の確定に当たっては、関係住民の意見を取りまとめる等、この要領の目的達成に努めるものとする。

(代理受領)

第20条 申請者は、代理受領により補助金の交付を受けようとするときは、第7条の規定による補助金交付申請書又は第12条第1項の規定による事業完了実績報告書を市長に提出する際に、代理受領委任状(様式第16号)を市長に提出するものとする。

(代理受領の変更)

第21条 申請者は、代理受領の内容を変更するときは、速やかに代理受領変更届(様式第17号)を市長に提出するものとする。

2 申請者は、代理受領を中止しようとするときは、速やかに代理受領中止届(様式第18号)を市長に提出するものとする。

(規定の準用)

第22条 第20条第1項の申請があった場合、次に掲げる事項については、第14条、第15条、第17条及び第18条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「補助事業者」とあるのは「代理受領者」と読み替え、「補助金請求書」とあるのは「代理受領補助金請求書(様式第19号)」と読み替える。

(1)補助金の請求

(2)補助金の交付

(3)取消し

(4)補助金の返還

2 前項の規定により提出する代理受領補助金交付請求書には、次に掲げる書類を添えること。

(1)実施した事業に係る補助事業者宛ての請求書

(2)実施した事業の費用から補助金額を差し引いた額の領収書の写し

(雑則)

第23条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年9月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年11月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。